第40期
定時株主総会
招集ご通知

今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況次第では、本総会の運営を変更する場合がございます。運営に変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.almedio.co.jp/）に掲載いたしますのでご出席の際はご確認下さい。

開催日時

2020年6月26日（金）午後 1 時

開催場所

東京都立川市錦町三丁目3番20号

たましんRISURUホール
（立川市市民会館）
小ホール

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件
第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第３号議案　当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

ALMEDIO

例年、ご来場株主の皆様にお配りしておりますお土産につきまして、今回はご用意しておりません。何卒、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

株式会社 アルメディオ

証券コード：7859
2020年６月11日

株　主　各　位

本店所在地：東京都国立市東一丁目４番地12

株式会社 アルメディオ
代表取締役社長　髙　橋　　靖

第40期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第40期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、日本政府による緊急事態宣言及び東京都による緊急事態措置など、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至りました。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前に議決権をご行使いただき、株主の皆様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

なお、書面またはインターネットによって議決権をご行使いただく場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するよう議決権行使書用紙をご送付いただくか、当社指定の議決権行使サイトより同日時までに議決権をご行使いただきますようお願い申しあげます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午後１時
２．場　　所　東京都立川市錦町三丁目3番20号
たましんRISURUホール（立川市市民会館）　小ホール

3．目的事項

報告事項　1．第40期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第40期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第３号議案　当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

4．事業報告等のインターネット開示

法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項については、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、ご覧ください。

（https://www.almedio.co.jp/）

本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

（１）事業報告のうち「新株予約権等の状況」

（２）事業報告のうち「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」

（３）事業報告のうち「会社の支配に関する基本方針」

（４）連結計算書類のうち「連結注記表」

（５）計算書類のうち「個別注記表」

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。（https://www.almedio.co.jp/）

◎ご来場の際には、感染予防のためマスクを着用いただき、感染予防措置として受付前の検温やアルコール消毒等にご協力をお願い申しあげます。なお、検温の結果、37.5℃以上の発熱が確認された株主様につきましては、入場をお断りいたしますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願い申しあげます。

◎株主の皆様には、間隔を空けての着席をお願いいたします。また、会場席数に限りがあり、当日ご入場をお断りする可能性がございます。

◎株主総会に出席する取締役及び運営スタッフは、検温を含め、体調を確認の上、マスク着用で対応させていただきます。

◎当日、当社役職員はノーネクタイ（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承賜りますようお願い申しあげます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2020年６月26日（金曜日）
午後１時まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2020年６月25日（木曜日）
午後６時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後６時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

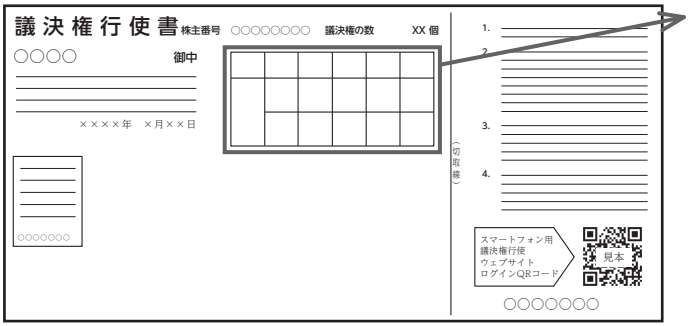

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者を反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

第2・3号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　**https://www.web54.net**

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

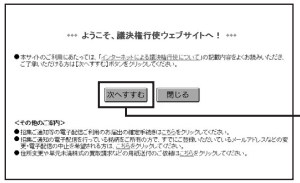

「次へすすむ」をクリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。

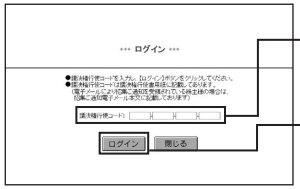

「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。

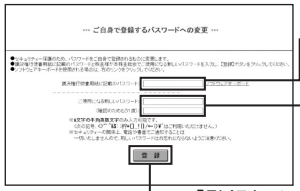

「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行　証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：**0120−652−031**（フリーダイヤル）
（受付時間　9：00～21：00）

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の概況

①　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境は底堅く、景気は緩やかな回復基調で推移していましたが、消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響、中国景気の後退に伴う輸出の低迷やインバウンド消費の減少等により、マイナス成長となりました。

また、世界経済は、米中の貿易摩擦解消へ向けた第１段階の合意や英国のＥＵからの離脱が合意されるなど、回復への期待感があったものの、昨年末に発生した新型コロナウイルスの感染拡大により、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響が懸念され、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、当社グループは、2019年５月14日付「中期経営計画2019（Fly for the bright future）の実施について」を公表し、引き続き経営体制の強化及び新成長ドライバーの確立に取り組んでまいりました。特に、新たな収益事業の早期立ち上げを目指し、会社の柱となるライフサイクルの長い事業として、ナノマテリアルの研究開発・製造及び販売を行うナノマテリアル事業を立ち上げました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高27億51百万円（前期比11.5％減）、営業利益55百万円（前期は営業損失62百万円）、経常利益48百万円（前期は経常損失50百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失13百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失5億6百万円）となりました。

各セグメント業績は以下のとおりであります。

アーカイブ事業

当事業は、重要な情報を長期に亘って保存及び利用するための長期保存用光ドライブと長期保存用光ディスクの販売を行う「アーカイブ」と、産業用及びＡＶ機器用光ドライブの開発・製造・販売を行う「ストレージソリューション」が含まれます。

アーカイブは、企業活動によって得られた過去の蓄積データの長期保存と、保管コスト削減を目的とした需要に対し、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクを起点としたソリューション提案を行い、放送局等を中心としたプロフェッショナルディスクの販売の売上が増加しました。また、カメラ人気の高まりを背景とした、写真プリン

ト店の端末向け保存用光ドライブ及び光ディスクの受注が増加しました。
ストレージソリューションは、産業機器用光ドライブ搭載率の低下スピードは速まる兆候が見られ、国内及び米国需要は減少し、売上は前年を下回りました。
以上により、アーカイブ事業の売上高は11億9百万円（前期比16.6％減）となりました。

断熱材事業
当事業は、連結子会社・阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司において、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売を行っております。また、当社でも同社製品を中心とした輸入販売を行っております。
国内では、新規顧客は引き続き増加しているものの、工事案件の受注の時期ずれ等により、売上は前年を下回りました。
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司は、主力製品や工業炉等の受注が引き続き堅調に推移し、売上は前年を上回りました。
以上により、断熱材事業の売上高は15億59百万円（前期比5.1％増）となりました。

インダストリアルソリューション事業
当事業は、オーディオ・ビデオ機器やコンピュータ周辺機器等の規準及び調整用テストディスク等の開発・製造・販売を行う「テストメディア」と、各種ディスクの特性テスト受託等を行う「テスティング」が含まれます。
テストメディアは、光ディスクドライブ及び光ディスクが安定した記録媒体としての評価があることから手堅い需要はあるものの、スマートフォンやタブレット端末等のモバイルデバイスの普及により市場規模は縮小しており、主要顧客であるカーオーディオ・カーナビ等の車載機器メーカー向けの販売が、テストメディア使用量の減少等の影響により、計画を大幅に下回りました。また、ＡＶ機器市場及びＰＣ市場においても、光ディスク以外の媒体への移行が進んでいることから、需要は減少しました。
テスティングは、光ディスクの市場縮小により受託件数は減少しました。
以上により、インダストリアルソリューション事業の売上高は78百万円（前期比40.1％減）となりました。

その他事業

当事業は、ナノマテリアルの研究開発・製造及び販売を行う「ナノマテリアル事業」と、中国市場でカップ式飲料の販売を行う「カップ式自動販売機のオペレーション事業」が含まれます。

ナノマテリアル事業は、粉末状の炭素繊維を製品化しております。各顧客に対して、有償でのサンプル出荷や引き合いは引き続き増加しました。量産用の販売には至りませんでしたが、顧客での評価や検証プロセスは進展しております。

以上により、その他事業の売上高は4百万円となりました。

事業部門別売上高

区分＼期別	第39期（2019年３月期）		第40期（2020年３月期）		対前期比増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	百万円	%	百万円	%	%
アーカイブ事業	1,330	42.8	1,109	40.3	△16.6
断熱材事業	1,483	47.7	1,559	56.7	5.1
ｲﾝﾀﾞｽﾄﾘｱﾙｿﾘｭｰｼｮﾝ事業	131	4.2	78	2.9	△40.1
ＷＥＢビジネス事業	162	5.2	－	－	－
その他事業	0	0.0	4	0.1	1,180.8
合計	3,109	100.0	2,751	100.0	△11.5

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は67百万円で主なものは以下のとおりです。

断熱材事業において、連結子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の生産能力の増強を目的として25百万円の設備投資を行いました。

その他事業において、当社のナノマテリアル事業の研究開発機能及び生産能力の増強を目的として32百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当社は、第三者割当により発行された第４回及び第７回新株予約権の行使等により、総額439百万円の資金調達を行いました。

④ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の連結子会社である阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司は、2019年10月15日付で同じく連結子会社である愛飲（上海）貿易有限公司を吸収合併しております。

⑵ 直前３事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

項目＼期別	第37期（2017年３月期）	第38期（2018年３月期）	第39期（2019年３月期）	第40期（2020年３月期）
売上高（百万円）	3,121	3,541	3,109	2,751
経常利益又は経常損失（△）（百万円）	33	△97	△50	48
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）（百万円）	60	△302	△506	△13
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）（円）	6.60	△31.67	△48.04	△1.05
総資産（百万円）	3,818	4,165	3,817	3,412
純資産（百万円）	2,694	2,426	2,209	2,619

② 当社の財産及び損益の状況

項目＼期別	第37期（2017年３月期）	第38期（2018年３月期）	第39期（2019年３月期）	第40期（2020年３月期）
売上高（百万円）	2,153	2,481	2,103	1,517
経常損失（△）（百万円）	△79	△202	△155	△100
当期純損失（△）（百万円）	△18	△353	△566	△114
１株当たり当期純損失（△）（円）	△1.97	△37.07	△53.69	△8.88
総資産（百万円）	3,119	3,351	2,948	2,547
純資産（百万円）	2,274	1,933	1,713	2,049

⑶ 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	2,640,000 US＄	100.0%	電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売

（注）当社の連結子会社である阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司は、2019年10月15日付で同じく連結子会社である愛飲（上海）貿易有限公司を吸収合併しております。

⑷ 対処すべき課題

当社グループは、「中期経営計画2019（Fly for the bright future）」を策定し、本計画に基づき、次の施策を実施することで、「経営体制の強化」と「新成長ドライバーの確立」を図りました。

①ナノマテリアル事業は、2019年4月に事業を立ち上げてから、顧客獲得に向けて営業活動を行い、有償サンプルの出荷や、引き合いも多い状態となっています。

②断熱材事業は、日本国内市場で認知度も高まり、ビジネスチャンスも増え、高級高温耐火材付加価値製品の販売活動を展開しました。

③アーカイブ事業及びインダストリアルソリューション事業は、効率的な事業運営を進め、利益の最大化を図りました。

④中期経営計画2019（Fly for the bright future）に基づき、成長が見込まれる新規事業への積極的投資を行いました。

これにより、当社グループは、事業ポートフォリオの最適化を図るため、新たな事業を収益事業の柱に成長させるべく研究開発に投資し、早期の収益化が困難な事業の再編を行ってまいりましたが、最終的に予算達成とはなりませんでした。

こうした状況の中、当社グループは、ナノマテリアルの研究開発、販売を引き続き注力し、進めてまいります。当該事業においては、分野を問わず裾野が広いため、将来的に当社事業の柱となるポテンシャルを有しており、有償サンプルの出荷だけでなく、大量生産への受注獲得を目標とし、収益力向上を目指します。

更に、全世界において、新型コロナウイルスの影響による企業活動の停滞が続いており、経済面での影響が甚大化しております。当社グループも台湾に支店（台北）、中国に連結子会社（蘇州）を有しております。当社グループとしては、在宅勤務や時差通勤、ローテーション勤務体制を整え、Web会議システムも導入し、業務運営の維持に努めております。その結果、現時点で大きな支障は発生しておりません。

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ **主要な事業内容**（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司の計２社で構成されており、業務用テストディスクの開発・製造・販売、各種ディスクの特性テスト受託、電子部品用副資材、耐火材料及び関連製品の開発・製造・販売、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスクの販売、産業用及びＡＶ機器用光ドライブの開発・製造・販売、ナノマテリアルの研究開発・製造及び販売、カップ式自動販売機のオペレーションを行っております。

⑹ **主要な営業所及び工場**（2020年３月31日現在）

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
国立オフィス	東京都国立市
所沢オフィス	埼玉県所沢市
台北支店	台湾台北市

② 子会社の事業所

名称	所在地
阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司	中華人民共和国江蘇省呉江経済技術開発区

⑺ **従業員の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
162名	10名（減）

（注） 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
29名	8名（減）	47.2歳	9.87年

（注） 上記従業員数には、出向社員、臨時従業員は含んでおりません。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
多摩信用金庫	25百万円
株式会社りそな銀行	100
株式会社みずほ銀行	162
株式会社三井住友銀行	100

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　36,769,264株

② 発行済株式の総数　14,802,316株

（注）新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は3,105,000株増加しております。

③ 株主数　4,439名

④ 大株主（上位10名）

株主名	所有株式数	持株比率
株式会社ＳＢＩ証券	1,599,600株	10.88%
髙橋　靖	898,000	6.11
楽天証券株式会社	533,700	3.63
日本証券金融株式会社	431,500	2.93
津田　鉄也	397,600	2.70
立花証券株式会社	270,000	1.83
髙橋　正	260,400	1.77
中川　廣次	249,000	1.69
ＪＰモルガン証券株式会社	234,000	1.59
多摩信用金庫	214,000	1.45

（注）当社は、自己株式を111,437株保有しており、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役の状況（2020年３月31日現在）

会社における地位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	髙　橋　　靖	執行役員（断熱材事業・インダストリアルソリューション事業・アーカイブ事業担当） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長
取締役	関　　清　美	執行役員（総務・経理・情報開示・ＩＲ担当） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司監事
取締役	吹　野　洋　平	阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事、総経理
取締役	星　島　時　太　郎	執行役員（ナノマテリアル事業・新規事業担当）
取締役（監査等委員）	漆　山　伸　一	公認会計士・漆山パートナーズ会計事務所代表
取締役（監査等委員）	熊　谷　貴　之	熊谷・田中・津田法律事務所　弁護士
取締役（監査等委員）	藤　井　　篤	アルタイル法律事務所　弁護士

（注）１.取締役（監査等委員）漆山伸一氏、熊谷貴之氏及び藤井篤氏は社外取締役であります。
２.取締役（監査等委員）漆山伸一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
３.監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
４.当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
①相原謙一氏は2019年６月27日開催の第39期定時株主総会にて取締役を任期満了により退任しております。
②藤井篤氏は、2019年６月27日開催の第39期定時株主総会にて当社監査等委員である社外取締役に就任しております。
５.当社は、取締役（監査等委員）漆山伸一氏、熊谷貴之氏及び藤井篤氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の報酬等

イ．当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	5名	66,499千円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 （3）	11,400千円 （11,400千円）
合　　計 （うち社外取締役）	8 （3）	77,899千円 （11,400千円）

（注）1.当事業年度末日現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であります。
2.上記には、2019年6月27日開催の第39期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名を含んでおります。
3.取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4.取締役の報酬限度額は、2017年6月27日開催の第37期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）について年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）、取締役（監査等委員）について年額30百万円以内と決議いただいております。

ロ．社外取締役が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

・取締役（監査等委員）漆山伸一氏は公認会計士であり、漆山パートナーズ会計事務所の代表であります。
当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）熊谷貴之氏は熊谷・田中・津田法律事務所の弁護士であります。
当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・取締役（監査等委員）藤井篤氏はアルタイル法律事務所の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員） 漆　山　伸　一	当事業年度において開催された取締役会18回のうち13回、監査等委員会８回のうち７回出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員において、主に当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 熊　谷　貴　之	当事業年度において開催された取締役会18回のうち12回、監査等委員会８回のうち８回に出席いたしました。弁護士としての法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 藤　井　　篤	当事業年度において開催された取締役会18回のうち16回、監査等委員会8回のうち8回に出席いたしました。弁護士としての法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査等委員会において、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第20条第3項の規定に基づき、取締役会決議があったとみなす書面決議が１回ありました。

④　責任限定契約の内容の概要

当社は各監査等委員である取締役との間で、会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　アーク有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的に区分もできませんので、合計額を記載しております。
2．監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3．子会社阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司は、当社の会計監査人以外の監査を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,917,150**	**流動負債**	**649,354**
現金及び預金	1,664,429	買掛金	130,996
受取手形及び売掛金	711,995	短期借入金	316,804
たな卸資産	478,863	１年内返済予定の長期借入金	41,008
その他	71,427	未払法人税等	21,368
貸倒引当金	△9,565	賞与引当金	37,179
固定資産	**495,485**	その他	101,998
有形固定資産	**365,785**	**固定負債**	**144,159**
建物及び構築物	91,871	長期借入金	29,308
機械装置及び運搬具	234,456	退職給付に係る負債	43,499
その他	39,457	繰延税金負債	71,351
無形固定資産	**8,990**	**負債合計**	**793,513**
その他	8,990	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**120,708**	**株主資本**	**2,623,365**
その他	125,419	資本金	1,538,766
貸倒引当金	△4,711	資本剰余金	1,492,146
		利益剰余金	△318,760
		自己株式	△88,785
		その他の包括利益累計額	**△11,147**
		為替換算調整勘定	△11,147
		新株予約権	**6,903**
		純資産合計	**2,619,121**
資産合計	**3,412,635**	**負債・純資産合計**	**3,412,635**

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

（2019年４月１日から 2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**2,751,684**
売上原価		**1,852,524**
売上総利益		**899,159**
販売費及び一般管理費		843,334
営業利益		**55,825**
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,529	
その他営業外収益	3,002	6,531
営業外費用		
支払利息	3,711	
その他営業外費用	10,625	14,336
経常利益		**48,021**
特別利益		
固定資産売却益	30	
投資有価証券売却益	332	
新株予約権戻入益	546	908
特別損失		
固定資産除却損	4,260	
退職特別加算金	8,918	
子会社清算損	3,624	16,803
税金等調整前当期純利益		**32,125**
法人税・住民税及び事業税	41,894	
法人税等調整額	3,702	45,596
当期純損失		**13,471**
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純損失		**13,471**

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
期首残高	1,316,479	1,269,859	△300,776	△94,362	2,191,198
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）	222,287	222,287			444,574
親会社株主に帰属する当期純損失			△13,471		△13,471
自己株式の処分				5,577	5,577
自己株式処分差損の振替			△4,513		△4,513
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	222,287	222,287	△17,984	5,577	432,166
期末残高	1,538,766	1,492,146	△318,760	△88,785	2,623,365

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
期首残高	343	16,082	16,425	2,045	2,209,669
連結会計年度中の変動額					
新株の発行（新株予約権の行使）					444,574
親会社株主に帰属する当期純損失					△13,471
自己株式の処分					5,577
自己株式処分差損の振替					△4,513
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△343	△27,229	△27,572	4,857	△22,715
連結会計年度中の変動額合計	△343	△27,229	△27,572	4,857	409,451
期末残高	—	△11,147	△11,147	6,903	2,619,121

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,073,094**	**流動負債**	**425,398**
現金及び預金	1,520,328	買掛金	119,722
受取手形	16,908	短期借入金	200,000
電子記録債権	17,018	１年内返済予定の長期借入金	41,008
売掛金	190,057	未払費用	25,759
商品及び製品	197,498	未払法人税等	11,011
仕掛品	45,187	未払消費税等	7,981
原材料及び貯蔵品	29,010	賞与引当金	12,497
その他	57,164	その他	7,417
貸倒引当金	△79	**固定負債**	**72,807**
固定資産	**474,484**	長期借入金	29,308
有形固定資産	**75,147**	退職給付引当金	43,499
建物	22,348	**負債合計**	**498,206**
機械装置	16,752	**(純資産の部)**	
工具器具及び備品	25,523	**株主資本**	**2,042,469**
その他	10,523	**資本金**	**1,538,766**
無形固定資産	**7,873**	**資本剰余金**	**1,492,146**
その他	7,873	資本準備金	1,492,146
投資その他の資産	**391,462**	**利益剰余金**	**△899,657**
出資金	11,050	利益準備金	50,898
関係会社出資金	302,736	その他利益剰余金	
その他	82,387	別途積立金	1,667,000
貸倒引当金	△4,711	繰越利益剰余金	△2,617,555
		自己株式	**△88,785**
		新株予約権	**6,903**
資産合計	**2,547,578**	**純資産合計**	**2,049,372**
		負債・純資産合計	**2,547,578**

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**1,517,385**
売上原価		**1,075,030**
売上総利益		**442,354**
販売費及び一般管理費		582,182
営業損失		**139,828**
営業外収益		
受取利息及び配当金	735	
その他営業外収益	50,310	51,045
営業外費用		
支払利息	2,291	
その他営業外費用	9,390	11,682
経常損失		**100,465**
特別利益		
固定資産売却益	30	
投資有価証券売却益	332	
新株予約権戻入益	546	908
特別損失		
固定資産除却損	2,524	
退職特別加算金	8,918	11,443
税引前当期純損失		**111,000**
法人税・住民税及び事業税	3,255	3,255
当期純損失		**114,255**

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金	
期首残高	1,316,479	1,269,859	1,269,859	50,898	1,667,000	△2,498,787	△780,888
事業年度中の変動額							
新株の発行（新株予約権の行使）	222,287	222,287	222,287				
当期純損失						△114,255	△114,255
自己株式の処分							
自己株式処分差損の振替						△4,513	△4,513
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	222,287	222,287	222,287	—	—	△118,768	△118,768
期末残高	1,538,766	1,492,146	1,492,146	50,898	1,667,000	△2,617,555	△899,657

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
期首残高	△94,362	1,711,086	343	343	2,045	1,713,475
事業年度中の変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）		444,574				444,574
当期純損失		△114,255				△114,255
自己株式の処分	5,577	5,577				5,577
自己株式処分差損の振替		△4,513				△4,513
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）			△343	△343	4,857	4,514
事業年度中の変動額合計	5,577	331,382	△343	△343	4,857	335,897
期末残高	△88,785	2,042,469	—	—	6,903	2,049,372

（記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

株式会社　アルメディオ
　取締役会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　島　康　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　田　剛　維　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アルメディオの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルメディオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る監査等委員会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度における連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、その定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

2. 監査の結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月28日

株式会社アルメディオ　監査等委員会

監査等委員　漆　山　伸　一　㊞
監査等委員　熊　谷　貴　之　㊞
監査等委員　藤　井　　篤　㊞

（注）監査等委員漆山伸一、監査等委員熊谷貴之及び監査等委員藤井篤は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年５月25日

株式会社　アルメディオ
　取締役会　御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　松　島　康　治　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　島　田　剛　維　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アルメディオの2019年４月１日から2020年３月31日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査等委員会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）並びにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

①事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月28日

株式会社アルメディオ　監査等委員会

監査等委員	漆　山　伸　一　㊞
監査等委員	熊　谷　貴　之　㊞
監査等委員	藤　井　　篤　㊞

（注）監査等委員漆山伸一、監査等委員熊谷貴之及び監査等委員藤井篤は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）４名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、当社の監査等委員会は、本議案に関しまして、取締役会の監督と執行のあり方、取締役候補者の選任基準等を確認し、検討を行いました。その結果、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等を勘案し、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	髙橋　靖 （1967年５月15日生）	1994年３月　当社入社 2001年４月　当社企画部事業企画課長 2005年10月　阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司出向 2011年６月　当社取締役 2013年６月　当社常務取締役 2013年11月　当社代表取締役常務 2014年１月　当社代表取締役社長（断熱材事業担当） 2015年10月　当社代表取締役社長 2017年３月　当社代表取締役社長兼執行役員（断熱材事業・インダストリアルソリューション事業・アーカイブ事業担当）（現任） （重要な兼職の状況） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事長	898,000株
2	関　清美 （1959年５月12日生）	2001年12月　株式会社ジェイシーエヌランド取締役 2002年６月　当社常勤監査役 2017年６月　当社取締役兼執行役員（総務・経理・情報開示・IR担当）（現任） （重要な兼職の状況） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司監事	10,000株
3	吹野洋平 （1961年２月９日生）	2005年７月　当社入社 2005年10月　阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司出向 2011年７月　阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事 2014年７月　阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司総経理 2015年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 阿爾賽（蘇州）無機材料有限公司董事・総経理	86,700株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	ほしじまときたろう 星島時太郎 （1948年5月6日生）	2006年６月　三菱化学産資株式会社常務取締役 2008年６月　三菱化学株式会社執行役員 2013年４月　同社顧問 2014年４月　当社新規事業開発顧問 2019年１月　当社炭素関連事業執行役員 2019年６月　当社取締役兼執行役員（ナノマテリアル事業・新規事業担当）（現任）	－

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第２号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式の数
石川和司 （1972年10月13日生）	1999年12月　司法書士登録 2001年１月　司法書士石川和司事務所開設 2009年９月　同事務所法人化 2014年７月　スクエアワン株式会社設立 （スクエアワン株式会社　代表取締役） （重要な兼職の状況） スクエアワン株式会社　代表取締役	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．石川和司氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

３．石川和司氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、司法書士として培われた高度な専門的知識を当社の監査体制に反映していただくことを期待したためであります。また、同氏は、会社経営者としての経験もあり、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

４．石川和司氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は同法第425条第１項に定める額のいずれか高い額としております。

第３号議案　当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針の継続及び特別委員選任の承認の件

当社は、2006年５月15日開催の当社取締役会において、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上のための取組みのひとつとして、「当社の企業価値及び株主共同の利益向上のための取組み」の導入を決議し、2006年６月27日開催の定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただきました。その後も、2007年６月25日開催の定時株主総会において、当該取組みの名称を「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」に変更し、また、2017年６月27日開催の定時株主総会において、当社が監査等委員会設置会社に移行することに伴い、当該内容を変更し、さらに、2018年６月28日開催の定時株主総会においてかかる「当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針」（以下「旧基本方針」といいます。）を継続する等、所要の修正を行った上で、毎年の定時株主総会において、その継続についてご承認をいただいてまいりました。

この度、当社は、2020年６月26日に開催予定の第40期定時株主総会の終結の時をもって、旧基本方針の有効期間が満了することから、旧基本方針の継続の是非について再度検討したところ、新型コロナウイルス（COVID-19）の世界的大流行に端を発する不安定な世界的な経済情勢や当社を取り巻く事業環境及び経営環境、買収防衛策に関する動向等の諸要素に鑑みると、旧基本方針には引き続きその必要性及び合理性が認められるとの結論に至りました（以下、新たに継続する基本方針を「本基本方針」といいます。）ので、本基本方針を継続することを決定することにつき、株主の皆様の過半数をもってご承認をお願いするものであります。また、本基本方針の継続のご承認に併せて、特別委員会の委員の方々（【別紙４】をご参照ください。）につきましても委員にご就任いただく（３名となります。）ことにつき、株主の皆様の過半数の賛成をもってご承認いただきたく存じます。

なお、本基本方針の継続にあたっては、方針のスキームに変更はございません。

また、本日現在、当社が第三者から当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為を行う旨の提案等を受けている事実は、ございません。

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（買収防衛策）の概要

Ⅰ．当社企業価値の源泉

当社及びその子会社（以下、単に「当社」といいます。）は、これまで、主に３つの事業分野を営んでおりました。すなわち、テストメディアの開発・製造・販売を行うインダストリアルソリューション事業、長期保存用光ドライブ及び長期保存用光ディスク等の販売並びに産業用及びＡＶ機器用光ドライブの開発・製造・販売を行うアーカイブ事業、耐火材料の製造・販売を行う断熱材事業等です。

そして、その他事業として、中国市場でのカップ式自動販売機のオペレーション事業を開始し、その事業領域を拡大してまいりました。この内、インダストリアルソリューション事業は当社設立以来の基幹事業であり、中核技術を担うものです。加えて、断熱材事業は、断熱材業界における当社の業界認知度が近年高まってきたこと等を受け、当社の中核事業を構成するほどの飛躍を遂げております。当社事業が多角的に展開できてまいりましたのもこれらの主幹事業の存在と中核技術の発展があってこそのものです。

そして、当社のこれまでの事業展開は、インダストリアルソリューション事業に代表されますように当社が特定の事業者に傾倒したり妥協したりしない、中立・公正な「規準」を提供してきたことに、顧客から、当社の存在価値を認められて、当社の製品やサービスの品質に対する信頼を獲得するという方針でなされてきました。つまり、当社は、これまで、その中立性・公正性に対する信頼感を高め、確保することで、当社のプレゼンスを確立してまいりました。

したがいまして、当社の企業価値の源泉が、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにあることは、疑いようがありません。

当社は、そのような当社の企業価値の源泉を踏まえて、今後とも、当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスを基盤に、業界での認知度を高め、飛躍を遂げている断熱材事業を皮切りに、各種事業を発展させ、また立ち上げ、企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいります。

Ⅱ．当社企業価値の確保・向上に向けた取組み

以上で述べた通り、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感と、そこから確立されたプレゼンスにあります。

当社は、この企業価値の源泉を枯らすことなく、当社事業を継続的に維持・発展させ、また多角化を行い、もって、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を確保・向上すべく、各種の取組みを行ってまいります。

具体的には、2014年度は、2014年4月30日付「再成長計画（ReGrowth2014）の実施について」の策定を公表し、経営の安定化や2014年度における連結営業利益の黒字化を図ってまいりましたところ、2015年3月31日付でクリエイティブメディア事業の音楽映像市場からの事業撤退を決定しつつも、再成長計画（ReGrowth2014）の2014年度目標である連結営業利益の黒字転換を達成することができました。

続いて、2015年度は、2015年4月30日付「再成長計画（ReGrowth 2015）の実施について」の策定を公表し、経営体制の強化を図ってまいりましたところ、2015年度における連結営業利益も黒字となり、黒字体質への転換が達成されました。また、2015年度における連結営業利益の計画値の176百万円に対し達成した営業利益は177百万円と100.7％の達成結果となりました。

しかし、2016年度は、2016年5月13日付「再成長計画（ReGrowth 2016）の実施について」の策定を公表し、今後成長が見込まれるアーカイブ事業、断熱材事業への積極的投資による売上げの拡大を目標としておりましたが、英国のEU離脱や米国の新大統領の保護貿易政策等により、世界経済の先行きに警戒感が強まった結果、新たな設備投資に対して取引先が慎重な姿勢となり、インダストリアルソリューション事業及び国内の断熱材事業で受注案件の規模縮小や凍結が断続的に発生しました。これにより、かかる再成長計画（ReGrowth 2016）の柱としていた施策で十分な成果が得られず、達成した営業利益は30百万円にとどまりました。

また、2017年度は、2017年５月12日付「再成長戦略（Re Growth 2017）の実施について」の策定を公表し、経営体制の強化及び新成長ドライバーの確立に取り組んでまいりました。断熱材事業については、特に国内において当社の業界認知度が高まった関係で、当該断熱材事業全体で、売上高が前年度の売上高から19.3%の増加が見られました。一方で、ＷＥＢビジネス事業における事業立ち上げの遅れやその他事業としての中国でのカップ式自動販売機オペレーション事業において、各種許認可の取得に時間を要し、営業開始が遅延していること等が収益を圧迫し、結果として、連結営業損失が60百万円となり、かかる再成長計画（Re Growth 2017）の計画数値を大きく下回る結果となりました。

さらに、2018年度は、2018年５月14日付『「中期経営計画 2018 （Fly for the bright future）」の策定に関するお知らせ』を公表し、引き続き、経営体制の強化及び新成長ドライバーの確立に取り組んでまいりました。断熱材事業については、国内において当社の業界認知度が継続的に高まってきているものの、当該断熱材事業全体で、売上高が前年度から2.7%減という結果となりました。また、ＷＥＢビジネス事業の中核であった不動産総合比較サイト「イエカレ」の業績低迷が続いたため、当該ＷＥＢビジネス事業を2018年９月30日にイクス株式会社に対して譲渡しました。さらに、その他事業としての中国でのカップ式自動販売機オペレーション事業において、愛飲（上海）貿易有限公司が各種許認可の取

得に時間を要し、営業開始が遅延し、収益を圧迫していたこともあり、当社中国子会社の再編を決定しました。これらの結果として、連結営業損失が62百万円となり、かかる中期経営計画 2018（Fly for the bright future）の計画数値を下回る結果となりました。

そして、2019年度は、2019年５月14日付『「中期経営計画 2019（Fly for the bright future）」の実施について』を公表し、新成長ドライバーの確立及び断熱材事業の更なる成長等に向けた継続的な取り組みを行ってまいりました。断熱材事業については、国内において当社の業界認知度が継続的に高まり、堅調な推移を示したものの、日本国内で受注する予定であった複数の個別案件が翌期以降に持ち越されただけでなく、中国国内の太陽光発電補助金制度が見直されたことにより一部の製品売上高が販売計画を下回ったことから、全体として、断熱材事業の売上高が前年度から5.1%増という結果に留まりました。さらに、新成長ドライバーの軸として期待されるナノマテリアル事業においては、市場の拡大、各顧客の用途に合ったカーボンナノファイバー製品の開発・販売を行っているだけでなく、これに応じたナノマテリアル事業の体制整備も進めております。これらの結果として、連結営業利益が55百万円となり、かかる中期経営計画 2019（Fly for the bright future）の計画数値を下回る結果となりました。

こうした状況を受け、今年度は、2020年５月14日付の『「中期経営計画2020（Fly for the bright future）」の実施について』で公表しましたとおり、(1)成長市場及び当社の技術力を活かせる市場へ事業構造をシフトすることで、継続的な安定収益をあげる企業体質に変わるべく、新成長ドライバーの確立を図ります。特に、この中心となるナノマテリアル事業においては、自動車産業、航空宇宙産業や電気機器産業といった市場の拡大や顧客からの要望に従って、カーボンナノファイバー製品の拡充を行い、受託業務を拡張することを目指します。(2)断熱材事業は、「材料メーカー」から「高付加価値商品・サービスを提供する総合断熱材企業」へ更なる成長を遂げ、断熱材の品質向上及び製品ラインナップの拡充を行うだけでなく、海外展開も行うことで、更なる売上拡大を図ります。また、(3)成長が見込まれる事業に対して当社の技術力を活かすべく、積極的投資によるM&Aを推進し、断熱材事業やナノマテリアル事業等といった既存の事業領域を拡大するだけでなく、新たな事業領域にも取り組むことで、事業ポートフォリオの最適化を図り、企業価値の向上を目指します。

さらに、当社は、2017年６月27日開催の第37期定時株主総会において株主の皆様から承認をいただき、監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員につきましては、３名全員を当社と利害関係を持たない独立性の高い社外取締役として選任し、監査等委員会等を通じて厳正な監査を行っております。加えて、2019年６月27日開催の第39期定時株主総会において、独立役員[1]である社外取締役３名を選任していることや、ＩＲ活動の強化を引き続き行っていくこと等により、当社内部の経営の健全性の確保と透明性の向上に努めてまいります。

その上で、これらの取組みを通じて強固となる事業基盤を活かし、当社の業容の多様化を推進し、株主の皆様をはじめとする利害関係者の方のご期待に応えることで、この方面からも当社に対する信頼感を確固たるものにし、当社のプレゼンスをより一層高めてまいる所存です。

Ⅲ．本基本方針について

１．基本的な考え方

今日の国際的競争時代における企業文化の変容、企業買収に関わる法制度の変化等を踏まえると今後、会社の取締役会の同意を得ない経営権獲得（いわゆる非友好的企業買収）が増加することが予想され、当社においてもその可能性は否定できません。もとより、当社はこのような企業買収であっても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するほか、お客様をはじめとする当社のステークホルダーの利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、先述のとおり、当社の企業価値の源泉は、これまで当社が築いてきた中立性・公正性に対する信頼感とそこから確立されたプレゼンスにありますところ、当社を買収しようとするものの中には、その目的・方針からして、企業価値を毀損する危険性のあるものが存在します。

例えば、買収者が、いわゆるグリーンメーラーであったり、焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収等により、短期的な利益の獲得を意図している場合はもちろんのことですが、当社のテストメディア事業者としての性格上、当社を特定の各機器製造業者グループに所属させることを意図している場合や、当社をして特定の規格に対するテストメディアのみ開発・製造させ、供給させることを意図している場合などにおいても、それが実現されれば、これまで当社が築いてきた中立性・公正性が疑われ、当社に対する信頼感の喪失につながることから、当社の企業価値が大いに毀損されるであろうことは明らかです。

また、買収者がかような意図を有しているか否か不明である場合、すなわち、買収者が株主の皆様に対し買収提案に対する諾否を判断するために必要かつ十分な情報提供を行わない場合には、株主の皆様に当該買収者による当社の経営支配権の取得が当社の企業価値を損なうのではないかとの疑念を抱かせることとなり、結果的に、当該買収提案が当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するか否かの適切な判断を妨げることになります。

そのため、かかる買収者についても、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な前提を欠く不適切な買収者と評価せざるを得ません。

現在、当社が具体的にこのような買収に直面している事実はありませんが、当社としては、当社の企業価値を毀損するような不適切な企業買収に対して、相当な範囲で適切な対応策を講ずることが、当社の企業価値、ひいては当社株主共同の利益を確保・向上するうえで必要不可欠であると判断し、この度、2020年６月26日開催の第40期定時株主総会において、出席された株主の皆様の議決権の過半数の賛成をいただけることを条件として、本基本方針の継続を決定いたしました。なお、2020年３月末日現在の当社の大株主の状況につきましては、【別紙５】をご参照ください。

本基本方針の継続は、2020年５月14日開催の当社取締役会において決定されたものであります。

さらに、本基本方針の継続につきましては、上記取締役会に出席した当社監査等委員3名（全員が社外取締役）はいずれも、本基本方針の具体的運用が適正に行われることを前提として、本基本方針への継続に賛成する旨の意見を述べております。

また、当社は、本基本方針の継続について株主の皆様の意向を確認するために、2020年６月26日開催の第40期定時株主総会において、本基本方針の継続の是非を諮るとともに、併せて、特別委員会の委員の方々の選任についても、株主の皆様のご承認を願うことと致しております。

当社は、同定時株主総会において本基本方針の継続または特別委員会の委員の方々の選任について株主の皆様の過半数のご承認を得られなかった場合には、同定時株主総会後に開催される取締役会において、本基本方針の廃止を決議するものといたします。

２．目的

本基本方針は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、当社に対する買収行為または当社株式の大量買付行為（以下、総称して「買収行為」といいます。）を行おうとする者（以下「行為者」といいます。）に対して、行為者の有する議決権割合を低下させる手段を講じる旨の事前警告を発することにより、当社企業価値、ひいては株主共同の利益を毀損するような買収行為（以下「濫用的買収」といいます。）を防止するための対抗策を講じることを目的としております。

また、併せて、株主の皆様に対し、買収行為が当社企業価値、ひいては株主共同の利益の確保・

向上に資するものかどうかを適正に判断するために必要となる情報と時間を十分に提供し、かつ、当社取締役会と行為者との交渉または買収行為に対する当社取締役会の意見・代替策を提供する機会を確保することにより、株主の皆様の判断機会を保証し、誤解・誤信に基づいた買収行為への応諾を防止するための対抗策を講じることをも、目的としております。

3．スキーム

本基本方針は、事前警告型プランで、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」の主旨に沿った適正かつ有効なスキームとなっているとともに、当社が対抗策の発動として無償で割当てる新株予約権の内容について、当該新株予約権を当社の株式等[2]と引換えに当社が取得できる旨の取得条項を付すことができるとされているに過ぎないなど、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」に配慮した内容となっております。

(1) 概要

当社取締役会は､行為者に事前に遵守を求めるルール(以下｢事前遵守ルール｣といいます。)と、株主の皆様の判断機会を保証し、株主の皆様の誤信・誤解及び濫用的買収を防止するために対抗策の発動対象となるか否かの基準（以下「評価基準」といいます。）を予め公表します。

そして、特別委員会が、本基本方針の手続を主体的に運用し、当社株式の買付けに関する評価と対抗策の発動を当社取締役会に勧告するか否かの判断を行います。

特別委員会は、買収行為を評価した結果、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞（おそれ）と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができるものとします。

当社取締役会が定める事前遵守ルールと評価基準の概要は次のとおりです。

【事前遵守ルール】

① 行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、(ⅰ)当社が発行者である株券等[3]について、行為者及び行為者グループ[4]の株券等保有割合[5]が20%以上となる買付その他の取得をする前に、または(ⅱ)当社が発行する株券等[6]について、公開買付[7]に係る株券等の株券等所有割合[8]及び行為者の特別関係者[9]の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付を行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

② 買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める以下の情報を提供すること。

・行為者及び行為者グループの概要
・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
・行為者が意図する経営方針及び事業計画
・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主の皆様に与える影響とその内容
・行為者の経営方針及び事業計画が株主の皆様以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報（なお、特別委員会は、行為者が提供した情報では買収行為に対する特別委員会の意見形成をするために不十分であると判断する場合には、当社取締役会を通じて、追加の情報提供を求めることがあり

ます。また、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」といいます。）します。）

③　特別委員会が買収行為を評価する評価期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、行為者は従前の当社株式保有数を増加させないこと。

特別委員会の評価期間（行為者が情報受領通知を受領した日から起算）

買収の対価が現金（円貨）の場合　　最大で60日以内

その他の場合　　原則として90日以内

（ただし、必要に応じ、延長することがあります。かかる場合には、適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由その他特別委員会が適切と認める事項について情報開示します。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をします。）

【評価基準】

①　行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき

②　以下の濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

（ａ）強圧的買収類型

いわゆるグリーンメーラー・焦土化・解体型買収・強圧的二段階買収　等

（ｂ）機会損失的買収類型

（ｃ）企業価値を毀損する他、不適切な買収類型

（ｄ）その他、上記各類型に準じる買収類型

（詳細は【別紙１】本基本方針ガイドラインをご参照ください。また、【別紙６】本基本方針のフロー図も、併せてご参照ください。）

(2) 発動

当社取締役会が対抗策を発動する場合は、当社経営陣からは独立した社外取締役、外部有識者などから選任された委員で構成される特別委員会が中立かつ公平に発動の適正性を審議・勧告し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重のうえ発動についての最終的な決定をします（特別委員会の概要につきましては、【別紙３】特別委員会設置要領をご参照ください。また、特別委員の略歴を【別紙４】特別委員会の構成員である社外取締役等の略歴にて開示しておりますので、併せて、ご参照ください。）。

特別委員会は、対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当該勧告の概要その他特別委員会が適切と認める事項について、勧告後速やかに、情報開示を行うものとし、また、当社取締役会は、対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかにその旨の情報開示をすることとします。

なお、当社取締役会は、対抗策の発動決定後であっても対抗策の発動が不要になったと判断される場合は効力発生日前に限り対抗策の発動を撤回することがあります。かかる場合、取締役会は、対抗策の発動を撤回した旨その他取締役会が適切と認める事項について、撤回後速やかに、情報開示を行います。

(3) 廃止等

本基本方針は、導入後、毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期間とし、定時株主総会において株主の皆様に本基本方針の継続、見直し、廃止について諮ることとしています。

また、有効期間内であっても、臨時株主総会等において株主の皆様の過半数が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合、または取締役会において過半数の取締役が本基本方針の見直しもしくは廃止に賛成した場合には、本基本方針を随時、見直しまたは廃止できることとします。かかる場合、取締役会は、法令及び証券取引所規則に従って、適時適切な情報開示を行います。

また、当社は2017年６月27日に開催の第37期定時株主総会における定款一部変更に関する議案の承認をもって、監査等委員会設置会社へ移行したことから、取締役会は、任期が２年の監査等委員である取締役と任期が１年の監査等委員でない取締役により構成されることになるため、本基本方針の発動を阻止するのに不当に時間を要するわけではありません。

(4) 本基本方針の合理性を高めるための工夫

当社取締役会は、行為者から十分な情報、時間、交渉機会が提供され、あわせて買収行為が濫用的買収に明らかに該当しないと特別委員会が判断する限り、対抗策を発動することはありません。その意味において、当社取締役会は、行為者に対して、企業価値向上に資するか否かについて特別委員会が判断するに足る十分な情報の開示と、十分な考慮のための時間、説明や交渉機会の確保を求めます。

当社取締役会は、買収行為が真に当社の企業価値向上に資するようなものであれば行為者が事前遵守ルールを遵守し、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報提供、説明などが可能であり、また、このような買収行為に対して当社取締役会が企業価値のさらなる向上のために現に経営を担う側としての代替案を提示することにより、情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるものと判断します。

他方、買収行為が当社の企業価値向上に資する提案のように表面上装われた実質的な濫用的買収であれば、特別委員会が濫用的買収に該当しないものと判断するに足る情報や説明が行為者から提供される可能性は極めて低く、当社株主共同の利益向上を図るために必要がある場合には、対抗策を発動することができるものとしておく必要があるものと判断します。

このような措置を講ずることで行為者の真意が明らかとなり、同時に行為者、当社取締役会双方からの情報開示が促進され、株主の皆様により適正な判断材料を提供することが可能になるだけでなく、巧妙な手段を弄する濫用的買収を適切に防止し、確実に株主共同の利益の向上が実現できるものと判断します。

なお、本基本方針の手続の運営及び対抗策の発動に関する審議において、特別委員会の委員は、必要に応じて弁護士、公認会計士、金融機関など第三者専門家の助言を受けることができるほか、特別委員会の招集権は当社代表取締役のほかに各委員も有するとすることで同委員会の招集を確実なものとするなど、本基本方針の手続の適正性を確保するように配慮しております。

さらに、当社取締役会による対抗策の発動決定の前にすでに行為者が議決権の過半数を、公開買付開始公告その他の適切な方法により買付を公表したうえで獲得した場合のように、当社株主の皆様の意思が明白な場合は対抗策を発動しないなど、本基本方針の合理性を高めるための工夫を講じています。また、本基本方針は毎年の定時株主総会の終結の時までを有効期限とし、当該定時株主総会において株主の皆様の承認を得ることを本基本方針の継続の条件としていますので、株主の皆様は本基本方針の適正性につき判断することができるほか、株主の皆様の総体的意思または取締役会の意思により、いつでも本基本方針の見直し、廃止ができるような工夫がなされています。

また、当社は取締役の任期を１年と定めており解任要件を加重しておりません。

4．行為者出現時の手続

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知したとき、当社は速やかにその旨の情報開示をするとともに、行為者に対して、まず事前遵守ルールの遵守を求めます。その上で、当社取締役会は、特別委員会の審議・勧告をふまえて、対抗策の発動を決定することができます。

すなわち、行為者が現れた場合、特別委員会は、行為者による買収行為について、事前遵守ルールを守っているかを含む評価基準のすべてを満たすか否かを評価します。その上で、評価基準のすべてを満たすと判断する場合を除き、特別委員会は、対抗策の発動を勧告することができるものとします（ただし、その虞と対抗策の発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限ります。）。当社取締役会は、かかる特別委員会の審議・勧告がなされた場合に限り、所定の手続に基づき対抗策の発動を決定することができます。　当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

当社取締役会において対抗策の発動が決定された場合、当社取締役会は、当社取締役会が定める基準日現在の株主の皆様に対して、当社普通株式１株につき１個の新株予約権無償割当ての決議を行います。各新株予約権の目的である株式の数は、原則として１株としますが、新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において決定します（この他、新株予約権の詳細につきましては、【別紙２】新株予約権の概要をご参照ください。）。

また、対抗策の発動後の行為者の対応によっては、当社取締役会は、再度、上記３.(1)【事前遵守ルール】②及び③並びに(2)に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、その時点で採り得る必要かつ適正な対抗策を講じます。

なお、当社取締役会は対抗策の発動の決定後であっても行為者との十分な議論が尽くされる等、対抗策の発動が不必要と判断するに至った場合は、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止します。かかる撤回または中止を決定した場合には、速やかに、法令または証券取引所規則に従って、その旨の情報開示をすることとします。

また、特別委員会も、同様の状況になった場合に、当社取締役会に対抗策の発動の撤回または中止を勧告することができます。

5．株主・投資者の皆様に与える影響

当社が導入した本基本方針は、導入時点においては、新株予約権の発行が行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

これに対し、対抗策の発動時においては、対抗策の発動に伴い発行する新株予約権が発行決定時に別途設定する基準日における株主の皆様に対して割当てられることになります。行為者以外の株主の皆様は予約権を行使（新株予約権無償割当ての決議を行う取締役会において行使金額その他の条件を決定しますが、原則として新株予約権１個につき行使金額１円を想定しております。なお、当社が新株予約権を当社の株式等[10]と引換えに取得することができると定められた場合において、当社が当該取得の手続を採り、新株予約権の取得の対価として取得の対象として決定された新株予約権を保有する株主に当社株式等を交付する場合には、当該株主は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として、当社株式等を受領することになります。）し、当社新株を取得できます。また、対抗策を発動する場合には、適時かつ適切に情報開示を行う等しますので、行為者を含む当社株主や投資家の皆様及びその他の関係者に不測の損害を与える要素はないものと考えます。

なお、当社は、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）または、行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以前であればいつでも対抗策の発動を撤回し、新株予約権無償割当てを中止し、また、新株予約権無償割当ての効力発生日以降においては当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することがあります。

これらの場合には、１株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、１株当たりの株式の価値の希釈化が生じ得ることを前提にして売付等を行った株主または投資家の皆様は、期待どおりの株価の変動が生じないことにより不測の損害を被る可能性があります。

６．本基本方針の詳細

本基本方針の詳細については添付別紙に詳細にお知らせしておりますので、そちらをご参照ください。

【別紙１】当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン
【別紙２】新株予約権の概要
【別紙３】特別委員会設置要領
【別紙４】特別委員会の構成員である社外取締役等の略歴
【別紙５】当社の大株主の状況
【別紙６】本基本方針のフロー図

以　上

---

1 株式会社東京証券取引所の定めに基づく一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員を意味します。
2 会社法第107条第２項第２号ホに規定する株式等をいいます。
3 金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。
4 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
5 金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。
6 金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。
7 金融商品取引法第27条の２第６項に規定する公開買付をいいます。
8 金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。
9 金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。
10 会社法第107条第２項第２号ホに規定する株式等をいいます。

【別紙１】

当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針ガイドライン

このガイドラインは、当社を買収しようとする者または大量の当社株式を取得しようとする者（以下、総称して「行為者」という。）に適正に対応するための当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針（以下「本基本方針」という。）の内容、手続及び運用指針を定めたものである。

１．対抗策発動の条件

特別委員会は、買収行為を評価した結果、次のいずれの条件をも満たすと判断する場合を除き、対抗策の発動を勧告することができるものとする（ただし、その虞と対抗策発動による影響とを比較考量して、発動することが相当であると認められる場合に限る。）。かかる勧告がなされた場合に限り、当社取締役会は対抗策を発動することができるものとする。

（1）行為者が事前遵守ルールのすべてを遵守しているとき

（2）濫用的買収の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等により、株主共同の利益に反する明確な侵害をもたらす虞のあるものではないとき

２．事前遵守ルール

（1）行為者は、当社取締役会の同意がある場合を除き、（ⅰ）当社が発行者である株券等[11]について、行為者及び行為者グループ[12]の株券等保有割合[13]が20％以上となる買付その他の取得をする前に、または（ⅱ）当社が発行する株券等[14]について、公開買付[15]に係る株券等の株券等所有割合[16]及び行為者の特別関係者[17]の株券等所有割合の合計が20％以上となる公開買付を行う前に、必ず当社取締役会に事前に書面により通知すること。

（2）買収行為に対する特別委員会の意見形成のため、行為者は、特別委員会が当社取締役会を通じて求める情報を提供すること。

【特別委員会が求める情報】

・行為者及び行為者グループの概要
・買収提案の目的・買収価格の算定根拠、買付資金の裏付、資金提供者の名称及び概要
・行為者が意図する経営方針及び事業計画
・行為者の経営方針及び事業計画が当社株主に与える影響とその内容
・行為者の経営方針及び事業計画が株主以外の当社ステークホルダーに与える影響とその内容
・その他、特別委員会が評価にあたり必要とする情報

（3）特別委員会が行為者による買収行為を評価する期間が満了し、その旨の情報開示をするまでは、従前の当社株式保有数を増加させないこと。

３．濫用的買収

上記１.(2)の濫用的買収とは、行為者による買収行為が、以下の類型のいずれかに該当する行為またはそれに類する行為等である場合をいう。

（1）強圧的買収類型

① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメーラー）ないし当社株式の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にあるような場合

② 当社の会社経営を支配した後に、当社の事業経営上必要な有形・無形の資産、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を第三者に売却したり、当該行為者またはそのグループ会社等に移譲させるなど当社の犠牲の下に行為者の利益を実現する経営を行うような場合

③ 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該行為者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済の原資として流用する予定で、当社株式の取得を行っている場合

④ 当社の会社経営への参加の目的が、主として、会社を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合

⑤ 強圧的二段階買収（※）など株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある行為

（※）強圧的二段階買収　：　最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと

(2) 機会損失的買収類型

現経営陣に買収提案に対する代替案を提示する機会を失わせる場合、現経営陣が適正な代替案を検討、提示するために必要かつ十分な情報等の提供を拒否する場合

(3) 企業価値を毀損する他、不適切な買収類型

① 買収条件（価格、内容、時期、方法、違法性の有無、買収提案の実現性等を含むがこれらに限られない。）が当社の企業価値に照らして不十分、不適切な場合

② 行為者の経営支配権取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他のステークホルダーの利益を含む当社の企業価値の重大な毀損が予想されたり、当社の企業価値の向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合、または行為者の経営支配権取得の場合の企業価値が中長期的な将来の企業価値の比較において、行為者が経営支配権を取得しない場合の企業価値と比べて明らかに劣後すると判断される場合

③ 公序良俗の観点から問題があると思われる行為者、資金提供者による買収である場合

(4) その他、上記各類型に準じる買収類型

行為者の行為が当社の有形、無形の企業価値を毀損し、結果として行為者以外の株主の共同利益を損なうと明白に判断される場合、及び社会通念上、不適切な行為者による場合

4．買収行為評価期間等

当社の買収行為評価に関連する期間は次のとおりとする。

① 特別委員会が当社取締役会を通じて行為者から情報提供を求める場合

最初の情報提供要求　　買収提案から10営業日以内

追加の情報提供要求　　直近の情報要求から10営業日以内

② 行為者の情報提供期限

最初の情報提供要求　　当社の要求から３営業日以内

行為者が上記期間以内に情報提供に応じない場合は、当社は行為者に情報提供の意思がなく当社の事前遵守ルールを遵守する意思がないものとみなす。ただし、明確に情報提供の意思があり、事前に回答期間の延長について要求がある場合は、必要に応じ回答期間の延長を行う場合がある。

なお、当社は、特別委員会が行為者に求めた情報のすべてを受領した場合には、行為者に対して、その旨を通知（以下「情報受領通知」という。）する。

③　行為者による買収行為を評価する期間
行為者が情報受領通知を受領した日から起算して
買収の対価が現金（円貨）の場合　最大で60日以内
その他の場合　原則として90日以内
（なお、必要に応じ延長する場合には適宜その旨、延長後の期間及び延長を必要とする理由を情報開示する。また、延長した場合の延長後の期間を含め行為者による買収行為を評価する期間が満了した場合には、速やかに、その旨の情報開示をする。）

5．情報開示、代案提示

行為者が買収行為を行う旨を書面で当社に通知した場合、当社が行為者に対し情報受領通知を行った場合、特別委員会が対抗策の発動または不発動を勧告した場合、当社取締役会が対抗策の発動または不発動を決議した場合、対抗策発動を撤回または中止する場合、買収行為を評価する期間を延長する場合、及びその他法令または証券取引所規則に従う場合、当社は、適時かつ適切にこれらの事由を情報開示する。

また、必要に応じて、当社は、行為者から提供された情報の一部または全部を情報開示し、提出情報内容に関連した条件交渉、株主に対する当社の意見、代替案を提示する。

6．対抗策の内容

新株予約権無償割当てとする。

新株予約権の内容等については、【別紙２】新株予約権の概要によるものとする。

7．企業価値毀損を防止するための措置

当社取締役会は対抗策の発動後の行為者の対応によっては、再度、上記２．(2)、４．③及び下記８．(1)②に定める特別委員会による情報提供の要求、評価及び勧告を経た上、当社の企業価値及び株主共同の利益向上の観点から、必要かつ適正な対抗策を講じる。

8．対抗策の発動

(1) 発動の決定

対抗策発動の際には次の手続を経るものとする。

①　当社取締役会が特別委員会に対抗策発動の適否を諮問する。
②　特別委員会が買収行為を審議し、当社取締役会に対抗策発動または不発動を勧告する。
③　当社取締役会が特別委員会の勧告を最大限尊重の上、監査等委員全員の賛成を得た上で、最終的に発動を決定する。

(2) 発動の撤回または中止

当社取締役会は対抗策発動を決定した場合でも新株予約権無償割当ての効力発生日までの間に行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）、または行為者が買収行為等を撤回した場合には対抗策発動の撤回または中止をすることができる。

また、特別委員会は同様の状況になった場合に当社取締役会に対抗策発動の撤回または中止を勧告することができる。この場合、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重の上、最終的に発動の撤回または中止を決定する。

9．対抗策発動の回避
以下の条件を満たした場合は、当社取締役会は対抗策を発動しない。
① 行為者が公開買付けを公告しまたはその他適切な方法により買付けを公表した上で、当社が意見表明、代案提示、対抗策の発動などの対抗措置を講じるまでにすでに多数の株主が行為者に株式売却を行い、行為者が当社株式の議決権の過半数を保有したことが明らかな場合。
（明白な株主意思の尊重）
② 行為者と当社との交渉・議論が十分尽くされ、当社取締役会が、行為者による買収が濫用的買収に該当しないと判断した場合。

10. 本基本方針の有効期間
本基本方針の有効期間は、導入後毎年の定時株主総会の終結の時までとし、定時株主総会において株主に本基本方針の継続、見直し、廃止を諮る。

11. 本基本方針の見直し、廃止
次の条件を満たした場合は有効期間内であっても本基本方針は見直しまたは廃止される。
① 臨時株主総会において出席株主の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき。
② 当社取締役会において出席取締役の過半数が見直しまたは廃止に賛成したとき。
③ 今後の法改正、上場規則改正他、いわゆる敵対的買収防衛策の取扱いに関する諸事情に変化、変更が生じ、当社取締役会が本基本方針の見直しまたは廃止が必要と判断したとき。

12. 特別委員会
特別委員会の構成等については、【別紙３】特別委員会設置要領によるものとする。

11 金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいいます。
12 金融商品取引法第27条の23第３項に基づき保有者に含まれる者をいいます。
13 金融商品取引法第27条の23第４項に規定する株券等保有割合をいいます。
14 金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいいます。
15 金融商品取引法第27条の２第６項に規定する公開買付けをいいます。
16 金融商品取引法第27条の２第８項に規定する株券等所有割合をいいます。
17 金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいいます。

【別紙２】

新株予約権の概要

【別紙1】本基本方針ガイドライン第６項の新株予約権の概要は次のとおりとする。

１．発行の目的
　当社は当社に対する不適切な買収行為等によって当社の企業価値及び株主共同の利益が毀損することを防止し、当社に対する買収等の提案及び買収行為等に対して、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上するための合理的な手段として用いることを目的として、新株予約権を発行する。

２．割当て方法
　対抗策の発動としての新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される基準日（以下「基準日」という。）の最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）１株につき１個の割合で新株予約権を割当てる。

３．発行する新株予約権の総数
　発行する新株予約権の総数は、原則として基準日の最終の発行済株式総数（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。ただし、第４項(2)に定める株式数の調整を行った場合には、同様の調整を行う。

４．新株予約権の目的である株式の数
（1）目的である株式の数
　各新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として１株とし、新株予約権無償割当てを決議する当社取締役会において決定する。
（2）新株予約権発行後、当社が株式の分割または併合を行う場合は、対象株式数を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。
　調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

５．新株予約権の払込金額
　無償とする。

６．新株予約権の行使に際して出資される金額の総額
　第７項に定める行使金額に第３項に定める発行する新株予約権の総数を乗じた額を上限とする。

７．各新株予約権の行使に際して出資される金額
　１円に対象株式数を乗じた額とする。

８．新株予約権の行使によって新株を発行する場合における増加する資本金
　会社計算規則第17条第１項の規定により算出される資本金等増加限度額の２分の１（１円未満は切り上げ）の額を資本に組入れるものとする。

9．新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される効力発生日の翌日から１か月以内とする。ただし、当社取締役会が必要と認める場合には、最長で２か月間まで延長できる。なお、行使期間の最終日が銀行休業日にあたるときはその前銀行営業日を最終日とする。

10．新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者が複数の新株予約権を保有する場合、新株予約権者はその保有する新株予約権の全部または一部を行使することができる。ただし、一部を行使する場合には、その保有する新株予約権の整数個の単位でのみ行使することができる。

(2) 新株予約権は、新株予約権の割当てを受けた者が、その割当てを受けた新株予約権のみを行使できる。ただし、当該新株予約権の割当てを受けた者以外の者でも、取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、買付者による当社に対する買付提案または当社株式の大量買付行為がなされ、本基本方針に従い、当社取締役会が新株予約権発行決議を行った場合、以下の者は、その保有する新株予約権を行使できないものとする。

① 買付者
② 買付者の共同保有者
③ 買付者の特別関係者
④ 買付者の当社株式の議決権共同行使可能者
⑤ 上記①ないし④の者から新株予約権を当社取締役会の承認を受けることなく譲受もしくは承継した者（当初の新株予約権者から法令に従い第15項に定める当社取締役会の承認を要することなく承継された場合を含む。）

(4) 次の①ないし⑫に掲げる用語の意義は、別段の定めのない限り、当該①ないし⑫に定めるところによる。

① 「本基本方針」とは、当社の2014年５月15日の当社取締役会決議において決定された当社の企業価値及び株主共同の利益向上に関する基本方針をいう。
② 「買付者」とは、買付提案を行う者もしくは大量買付行為を行うまたは行おうとする者をいう。
③ 「買付提案」とは、(ⅰ)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ⅱ)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに関する提案をいう。
④ 「買付者等」とは、買付者、買付者の共同保有者、特別関係者及び当社株式の議決権共同行使可能者をいう。
⑤ 「大量買付行為」とは、(ⅰ)当社が発行者である株券等について、買付者等の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付けその他の取得、または(ⅱ)当社が発行する株券等について、買付者等の公開買付けに係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けをいう。
⑥ 「共同保有者」とは、金融商品取引法（昭和23年４月13日法律第25号。その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第５項に規定する共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

⑦　「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に規定する特別関係者をいう。
⑧　「当社が発行者である株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。
⑨　「当社が発行する株券等」とは、金融商品取引法第27条の２第１項に規定する株券等をいう。
⑩　「保有」とは、金融商品取引法第27条の23第４項に規定する保有をいう。
⑪　「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する保有者をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含む。
⑫　「株式等」とは、会社法第107条第２項第２号ホに規定する株式等をいう。

11. 取得条項
(1) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当てを決議した後であっても、行為者との議論・交渉などにより、合理的かつ妥当な買収提案がなされた場合（または当社取締役会が買収提案を妥当なものと判断した場合）または行為者が買収行為等を撤回した場合には、本基本方針ガイドラインの定めるところに従い、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に新株予約権の全部を一斉に無償で当社が取得することができる取得条項を付すものとする。
(2) 当社取締役会は、新株予約権無償割当て決議の際、新株予約権について、新株予約権無償割当ての効力発生日以降において当社取締役会が定める日に、当該日において行使が可能となっている新株予約権を当社の株式等と引換えに当社が取得することのできる取得条項を付すことができる。
(3) 前二項に従い新株予約権を取得する場合、当社は、会社法第273条または第274条の規定に従い、新株予約権者及びその登録新株予約権質権者に対し、通知または公告するものとする。

12. 新株予約権無償割当ての効力発生日
新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される日

13. 新株予約権の行使請求受付場所
新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される行使請求受付場所

14. 新株予約権の行使に際して払込みをなすべき払込取扱金融機関
新株予約権無償割当て決議を行う当社取締役会において決定される払込取扱金融機関

15. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

16. 新株予約権証券の発行に関する事項
新株予約権証券は、新株予約権者の請求があった場合に限り発行する。

【別紙３】

特別委員会設置要領

１．設置

特別委員会は当社取締役会により設置される。

２．構成

(1) 特別委員会は３名以上の委員により構成される。

(2) 当社取締役会は当社の業務執行を担う経営陣から独立している社外取締役、外部有識者などから委員を選任する。

(3) 当社取締役会が委員として選任する者は下記の事項のすべてを満たす者でなければならない。

① 現在または過去において当社及び当社の子会社または関連会社（以下、総称して「当社グループ」という）の取締役または監査等委員（監査役）等になったことがない者（社外取締役及び社外監査役を除く）

② 現在または過去における当社グループの取締役または監査等委員（監査役）等の一定範囲の親族でない者

③ 当社グループと現に取引のある金融機関において現在または過去に取締役または監査等委員（監査役）等になったことがない者

④ 当社グループとの間で一定程度以上の取引がある取引先において現に取締役または監査等委員（監査役）等でない者

⑤ その他、当社グループとの間で上記に準ずる特別な利害関係のない者

⑥ 企業経営に関する一定以上の経験者、専門家、有識者等（弁護士、公認会計士等の専門家、学識経験者、企業経営経験者及びこれらに相当する有識者）

３．委員の選解任等

特別委員会の委員の選解任は当社取締役会の過半数の決議によりこれを行う。なお、社外取締役ではない者を委員として選任する場合には、当該委員との間では、特別委員会における職務の遂行に関し当社に対し善良なる管理者の注意義務を負う旨を含む委任契約を締結する。

４．特別委員会の招集

当社代表取締役及び各委員は、いつでも特別委員会を招集することができる。

５．特別委員会の役割

特別委員会は、当社取締役会が当社に対する買収行為に対して対抗策を発動することの是非を、中立かつ公正の観点から審議し当社取締役会に勧告する。

その他、特別委員会は、当社への買収行為に対する当社取締役会の対応に関して、適正と判断される助言、勧告を行うことができる。

当社取締役会は特別委員会の助言または勧告を最大限尊重するものとする。

６．特別委員会の決議

特別委員会の決議は原則として委員全員が出席した委員会における過半数の委員の賛成によるものとする。

ただし、病気その他やむをえない事由により委員全員が出席できない場合は、出席した委員の過半数の賛成によるものとする。

７．特別委員会に対する助言

特別委員会はその役割を遂行するため必要と判断する場合は、弁護士、公認会計士、証券会社、投資銀行その他の外部の専門家に対して必要な専門的助言を求めることができる。その場合の費用は当社が負担する。

【別紙４】

特別委員会の構成員である社外取締役等の略歴

漆山　伸一（1965年5月23日生）

1989年４月	監査法人トーマツ入社
1991年９月	公認会計士登録
1996年２月	監査法人トーマツ退社
1996年４月	漆山公認会計士事務所設立 （現 漆山パートナーズ会計事務所 代表）（現任）
2014年６月	当社非常勤社外監査役
2017年６月	当社監査等委員である社外取締役（現任）

熊谷　貴之（1975年9月21日生）

2000年４月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
2000年４月	三井安田法律事務所　入所
2003年８月	佐藤総合法律事務所　設立
2009年２月	熊谷・田中・津田法律事務所　設立（現任）
2016年６月	当社補欠監査役
2017年６月	当社監査等委員である社外取締役（現任）

藤井　篤（1950年4月5日生）

1979年４月	弁護士登録（第二東京弁護士会）
1997年４月	第二東京弁護士会事務局長
1999年10月	日本弁護士連合会司法改革担当嘱託
2000年６月	当社非常勤社外監査役
2002年４月	第二東京弁護士会副会長
2004年９月	弁護士法人東京フロンティア基金法律事務所所長
2014年11月	アルタイル法律事務所開設　所長弁護士（現任）
2018年11月	当社一時取締役（監査等委員である社外取締役）
2019年６月	当社監査等委員である社外取締役（現任）

【別紙５】

当社の大株主の状況

2020年3月31日現在

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
株式会社ＳＢＩ証券	1,599,600株	10.80%
髙橋靖	898,000	6.06
楽天証券株式会社	533,700	3.60
日本証券金融株式会社	431,500	2.91
津田鉄也	397,600	2.68
立花証券株式会社	270,000	1.82
髙橋正	260,400	1.75
中川廣次	249,000	1.68
ＪＰモルガン証券株式会社	234,000	1.58
多摩信用金庫	214,000	1.44

【別紙６】本基本方針のフロー図

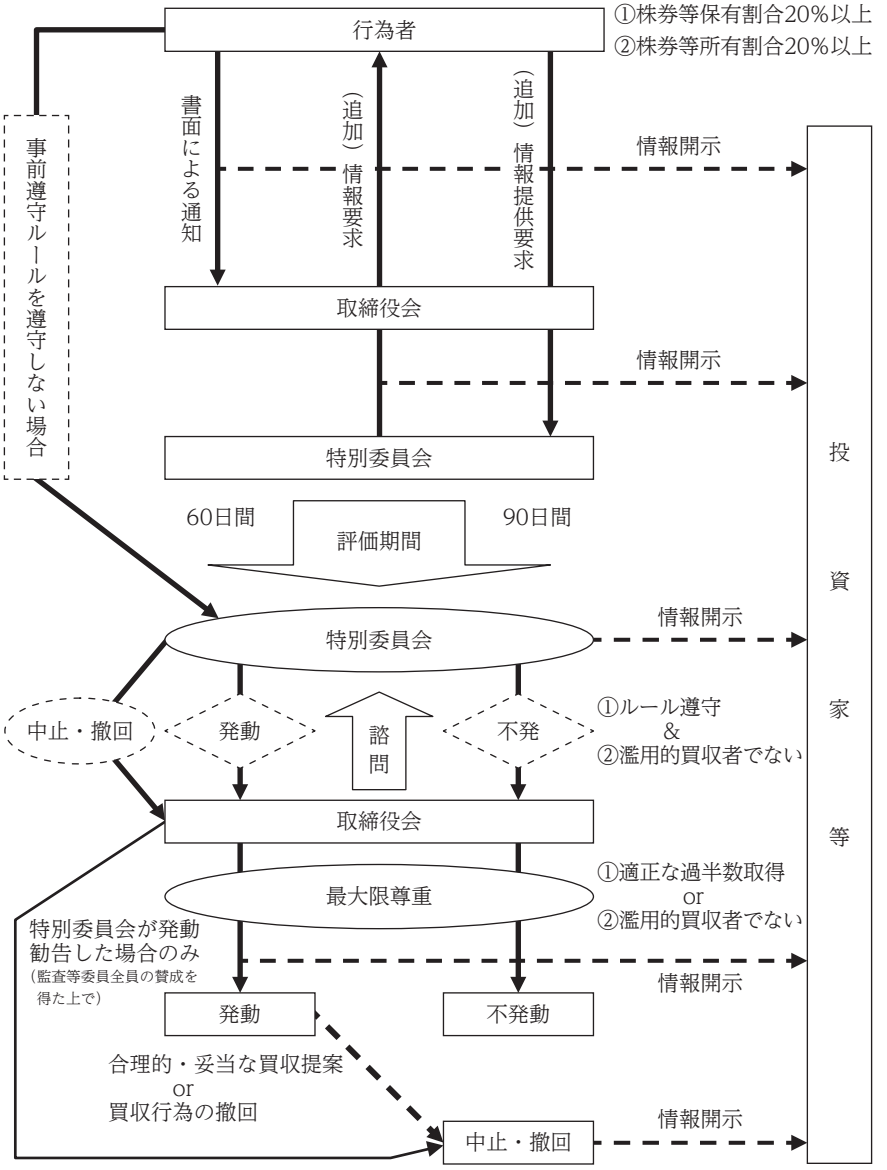

※本図は、本基本方針の概要を記載したものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

以　上

＜決議通知について＞

本定時株主総会の決議の結果につきましては、当社ウェブサイトに掲載いたします。
なお、当該開示を以て決議通知に代えさせていただきますので、ご了承くださいますよう、
お願い申しあげます。
（https://www.almedio.co.jp/）

株主総会会場ご案内図

東京都立川市錦町三丁目3番20号
たましんRISURUホール（立川市市民会館）小ホール

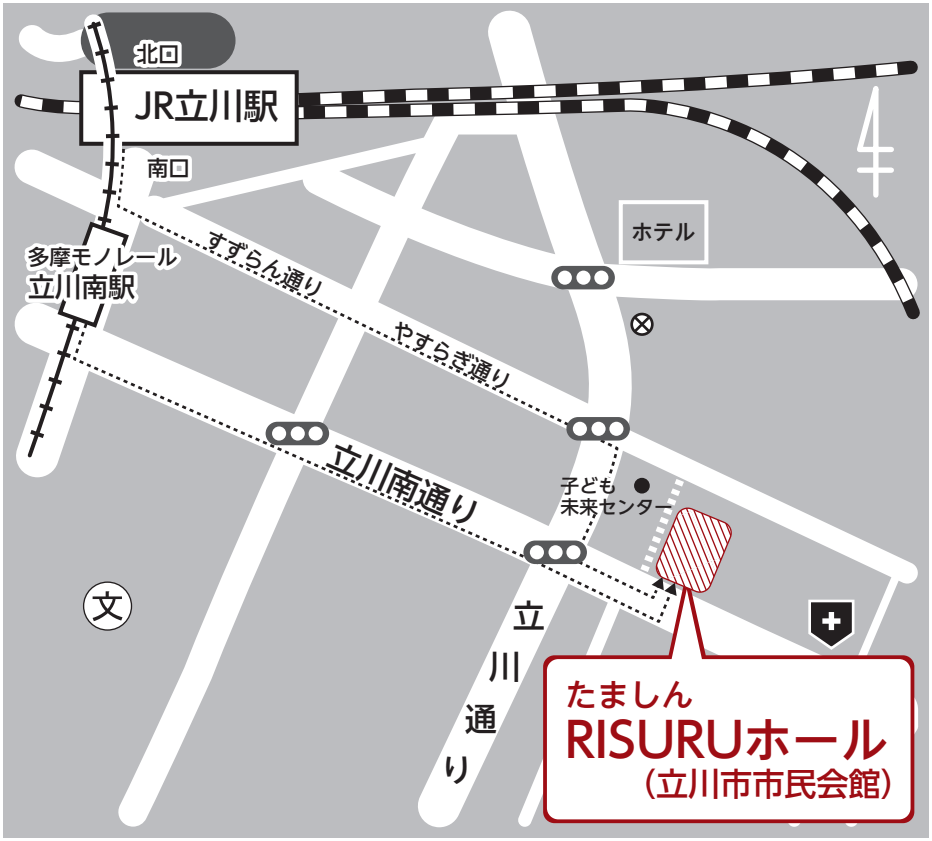

ＪＲ立川駅南口より、すずらん通りを直進。徒歩13分
多摩モノレール立川南駅より、立川南通りを直進。徒歩13分

なお、誠に恐れ入りますが、駐車場は台数に限りがございますので
最寄りの交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。